

## 計画の実現に向けて

---

# 計画の実現に向けて

## 現状と課題

- ① 芦屋町は地方税が歳入全体の15%未満と他自治体と比較すると少ない状況の中で、行政サービスの維持管理に必要な人件費、物件費などの増加により経常収支比率※が高い水準にあります。また、公共施設の老朽化に伴い修繕や更新などに多額の事業費が見込まれるため、経常的な支出の見直しや自主財源の確保に取り組むとともに、計画的で重点的な配分を行い、安定的かつ効率的な行財政運営を続けていく必要があります。
- ② 公共施設については、少子高齢化や町財政の見通しを踏まえ、安全性やサービスの向上、中長期的な視点による効果的かつ効率的な整備や維持管理が求められています。今後も「芦屋町公共施設等総合管理計画」や施設毎の個別計画に基づき、計画的な整備などを行っていく必要があります。
- ③ モーターボート競走事業については、電話・インターネットによる投票の推進など、売上向上に積極的に取り組んできました。このような経営努力の結果、一般会計への繰り入れなど芦屋町の財政運営に大きく寄与しています。
- ④ 町職員の若年化に伴い豊富な知識や経験を有する職員が不足している状況です。このため、さまざまなアプローチから、職員の資質向上や能力開発に取り組む必要があります。あわせて、芦屋町の特徴を生かすとともに、社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応できる柔軟で効率的な組織づくりが必要です。
- ⑤ 行政サービスの多様化、複雑化が進行している一方で、職員の確保が厳しくなっており、限られた人員で効率的な行政サービスの提供を行う必要があります。デジタル技術を活用した業務の見直しや効率化を進めるとともに、住民の利便性向上と業務負担の軽減に向け、DX人材<sup>\*注15</sup>を育成する必要があります。
- ⑥ 一般廃棄物処理、消防、火葬施設は、遠賀・中間地域広域行政事務組合を構成し、運営しています。また、北九州市と芦屋町を含む近隣17市町で、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」を構成しており、他自治体と連携しながら、活力ある社会経済を維持するための取り組みを進めていく必要があります。
- ⑦ 近隣の大学とさまざまな分野で連携することにより、相互協力の地域づくりを推進しています。引き続き、大学の知見やノウハウ、学生の若いパワーを生かした事業の推進や住民との交流による地域の活性化を図る必要があります。

\*注15) DX人材

行政における様々な課題に対して、デジタル技術を活用することで、住民サービスの利便性や行政事務の効率化に向けた、企画立案や施策実行ができる人材のこと。

## 主要施策

### 1 健全で持続可能な行財政運営を行います



- ① 健全な行財政運営のため、最小の経費で最大の効果をあげられるよう選択と集中により、効果的かつ効率的な事業推進に取り組みます。
- ② 自主財源の確保に努めるとともに、各種使用料などの見直しを行います。
- ③ 「芦屋町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の適正配置や、計画的な維持管理・修繕・更新などに取り組みます。

### 2 モーターボート競走事業の売上向上を図ります



- ① 電話・インターネット投票をはじめとした広域発売の売上向上を図るため、SNS※などを活用した宣伝広告を行います。
- ② 来場者の増加を図るため、ボートレース場施設を有効活用し、幅広い層の来場を促進する施策に取り組みます。

### 3 職員の育成や資質向上を図ります



- ① 職員一人一人が意欲を持ってその能力を発揮できるよう人事評価制度を運用するとともに、計画的な研修や自治区担当職員制度の活用などを通じて、職員の資質向上や能力開発に取り組みます。
- ② デジタル的な視点から、新たな価値を創出できる、DX人材の育成に取り組みます。



## 4 柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします

- ① P D C Aサイクル※による目標管理制度の運用により、効果的かつ効率的な組織づくりに取り組みます。
- ② 情報共有と各課間の連携を図るとともに、効果的かつ柔軟に対応できる組織運営を行います。
- ③ 住民の利便性向上や業務の効率化を図るため、デジタル化を推進するとともに、A I※、R P A※などのデジタルツールの活用に取り組みます。

## 5 広域連携を推進します

8



9



11



17



- ① 行政事務や電算システムの共同利用に取り組みます。
- ② 遠賀・中間地域広域行政事務組合とともに効率的な運営に取り組みます。
- ③ 連携中枢都市圏「北九州都市圏域」による連携事業を進めます。
- ④ 近隣の大学とさまざまな分野で連携し、若いパワーを生かした地域の活性化に取り組みます。



ボートレース芦屋



大学との連携事業

# 資料編

後期基本計画策定経過

主な住民参画の取り組み

芦屋町総合振興計画審議会条例

第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会委員

芦屋町におけるSDGs一覧表

用語解説

# 後期基本計画策定経過

## 令和6年度

月 日	区 分	内 容
5月13日	第1回 検討会議	◆ 総合振興計画後期基本計画の策定について
11月1日 ～11月29日	コミュニティ活動状況調査 (住民アンケート)	◆ 町の取り組みに対する住民の評価、今後のまちづくりや施策に対する意向などを把握
11月6日	第1回 第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会	◆ 総合振興計画後期基本計画の策定概要について ◆ コミュニティ活動状況調査(住民アンケート)の実施について
3月17日	政策会議	◆ コミュニティ活動状況調査結果報告書(素案)について

## 令和7年度

月 日	区 分	内 容
5月8日、 5月9日	第1回 職員ワーキンググループ会議	◆ 総合振興計画後期基本計画の策定について ◆ 施策の評価及び現状と課題について
6月10日 ～6月20日	中学生アンケート	◆ 未来の芦屋町を担う中学生のまちづくりに関する意見を把握
6月23日	議会全員協議会	◆ 総合振興計画後期基本計画の策定について
6月26日	第2回 職員ワーキンググループ会議	◆ 現状と課題の整理について
6月30日、 7月1日	関係団体意見交換会	◆ 各種団体の現状や課題、今後の取り組みや町への要望などを把握
7月8日	第3回 職員ワーキンググループ会議	◆ 現状と課題(素案)について
7月16日	第2回 検討会議	◆ 総合振興計画前期基本計画施策評価の結果報告
7月23日	トップヒアリング (波多野町長)	◆ 策定に向けた思いや重点的に取り組むべき事項などを確認
7月28日	第4回 職員ワーキンググループ会議	◆ 実施した取り組みの報告 ◆ 主要施策・数値目標について

月 日	区 分	内 容
8月6日	第3回 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 総合振興計画前期基本計画施策評価（素案）について</li> <li>◆ 現状と課題（素案）について</li> </ul>
8月22日	政策会議	◆ 総合振興計画前期基本計画の施策評価及び現状と課題について
9月3日	第5回 職員ワーキンググループ会議	◆ 主要施策・数値目標の整理について
9月18日	第6回 職員ワーキンググループ会議	◆ 主要施策・数値目標（素案）について
9月18日	第2回 第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実施した取り組みの報告及び施策評価について</li> <li>◆ 総合振興計画後期基本計画の現状と課題（素案）について</li> </ul>
10月1日	第4回 検討会議	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）について
10月14日	トップヒアリング （貝掛町長）	◆ 策定に向けた思いや重点的に取り組むべき事項などを確認
10月15日	第5回 検討会議	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）について
10月21日	政策会議	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）について
10月29日	第3回 第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 策定スケジュールについて</li> <li>◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）について</li> </ul>
11月25日	第4回 第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）について
12月10日	政策会議	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）パブリックコメント実施について
12月19日	議会全員協議会	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）について
12月25日 ～1月23日	パブリックコメント	◆ 1人（意見3件）
2月16日	政策会議	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）への意見に対する対応について

# 主な住民参画の取り組み

コミュニティ活動状況調査(住民アンケート)	
実施期間	令和6年11月1日～11月29日
対象者	町内に居住する18歳以上の住民(2,000人)
概要等	芦屋町の取り組みに対する住民の評価、今後のまちづくりや施策に対する意向などを把握するために、アンケート調査を実施しました。
回収率	36.2%
結果	P14、15を参照

中学生アンケート	
実施期間	令和7年6月10日～6月20日
対象者	芦屋中学校全校生徒(317人)
概要等	未来の芦屋町を担う中学生のまちづくりに関する意見を把握するために、アンケート調査を実施しました。
回収率	75.1%
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦屋町への好感度 好き79%、好きではない6%、どちらとも言えない15% 〈好きの主な理由〉 「自然が豊か」「魅力的なイベント、行事がある」など</li> <li>〈好きではないの主な理由〉 「交通の便がよくない」「買い物など日常生活が不便」など</li> <li>・芦屋町への将来的な定住希望 これからもずっと住みたい22%、一度離れて将来は戻ってきたい32%、違う場所に住みたい21%、わからない26% ⇒好感度が高い人ほど定住希望も強いため、流出対策としてシビックプライドの醸成は有効と考えます。</li> </ul>

関係団体意見交換会	
実施期間	令和7年6月30日、7月1日
参加者	まちづくりに取り組む各種団体（16団体） <ul style="list-style-type: none"> <li>■コミュニティ分野            芦屋町区長会、芦屋町老人クラブ連合会、芦屋町体育協会、            芦屋町文化協会、芦屋町郷土史研究会、芦屋町国際交流協会</li> <li>■教育・福祉分野            芦屋町人権・同和教育研究協議会、芦屋町青少年健全育成町民会議、            芦屋町四校PTA連絡協議会、芦屋町民生委員・児童委員協議会、            芦屋町社会福祉協議会、芦屋町手をつなぐリボンの会</li> <li>■産業振興分野            芦屋町代表農事組合、遠賀漁業協同組合、芦屋町商工会、            一般社団法人芦屋町観光協会</li> </ul>
概要等	16団体がコミュニティ、教育・福祉、産業振興の3分野に分かれ、団体活動の視点から、団体の現状や課題、今後の取り組みやまちへの要望などについて意見交換を行いました。
結果	「構成員の高齢化・参加者の減少・担い手不足」や「行政との情報共有」が3分野に共通した団体における問題・課題であることが分かりました。

第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会	
実施期間	令和6年11月～令和7年11月
参加者	学識経験者や各種団体の代表者、公募委員（17人）
概要等	各種現況データや住民参画検討結果、庁内検討結果を踏まえ審議し、答申としてまとめました。

パブリックコメント	
実施期間	令和7年12月25日～令和8年1月23日
対象者	芦屋町に住んでいるか、通勤・通学している人
概要等	総合振興計画後期基本計画（素案）を公表し、住民から広く意見や提案を募集するために、パブリックコメントを実施しました。
結果	1人（意見3件）

# 芦屋町総合振興計画審議会条例

平成 31 年 3 月 20 日条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、芦屋町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第 2 条 町長の諮問に応じて、芦屋町の総合振興計画に関する必要な事項の調査及び審議を行うため、芦屋町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から、町長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。ただし、任期中であつても委員が任命されたときの要件を欠くにいたつたときは、当該委員はその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 7 条 審議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第 8 条 会長が所掌事務の専門的な調査及び審議の必要を認めたときは、審議会に部会をおくことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は部会委員の互選によつて定める。

3 部会長は、部務を掌理し、部会における調査及び審議の経過並びに結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代行する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年6月13日条例第51号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第3号)

第11条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年2月18日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月25日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成31年3月20日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画 審議会委員








## 令和6年度

	氏名	選出団体
1	廣川 祐司	北九州市立大学 (基盤教育センター 准教授)
2	石川 智雄	芦屋町住民参画推進会議
3	安部 信義	芦屋町社会福祉協議会
4	山田 寛	芦屋町老人クラブ連合会
5	福島 直人	芦屋町都市計画審議会
6	末廣 由香里	芦屋町子ども・子育て会議
7	福原 光次	芦屋町区長会
8	佐伯 慎也	芦屋町教育委員会
9	本田 浩	芦屋町議会
10	田中 太	芦屋町議会
11	吉岡 学	一般社団法人芦屋町観光協会
12	萩原 洋子	芦屋町農業委員会
13	中西 隆雄	遠賀漁業協同組合
14	中山 智幸	芦屋町商工会
15	鹿島 由美	芦屋町男女共同参画審議会
16	大庭 朱美	公募
17	倉田 智美	公募

令和7年度

	氏名	選出団体
1	廣川 祐司	北九州市立大学 (基盤教育センター 准教授)
2	石川 智雄	芦屋町住民参画推進会議
3	安部 信義	芦屋町社会福祉協議会
4	山田 寛	芦屋町老人クラブ連合会
5	福島 直人	芦屋町都市計画審議会
6	末廣 由香里	芦屋町子ども・子育て会議
7	福原 光次	芦屋町区長会
8	佐伯 慎也	芦屋町教育委員会
9	内海 猛年	芦屋町議会
10	中西 智昭	芦屋町議会
11	吉岡 学	一般社団法人芦屋町観光協会
12	萩原 洋子	芦屋町農業委員会
13	中西 隆雄	遠賀漁業協同組合
14	中山 智幸	芦屋町商工会
15	鹿島 由美	芦屋町男女共同参画審議会
16	大庭 朱美	公募
17	倉田 智美	公募

# 芦屋町における SDGs 一覧表

基本目標 (章)	SDGs 施策 (節)							
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー
1 住民とともに進めるまちづくり	1.人づくり				●	●		
	2.地域づくり					●		
2 安全で安心して暮らせるまち	1.安全・安心				●			
3 こどもがのびのびと育つまち	1.こども・子育て支援	●		●	●	●		
	2.学校教育			●	●			
4 いきいきと暮らせる笑顔のまち	1.社会福祉			●	●			
	2.健康づくり			●				
5 活力ある産業を育むまち	1.農業		●					
	2.水産業		●					
	3.商工業							
	4.観光							●
6 環境にやさしく、快適なまち	1.生活環境			●			●	●
	2.公園・緑地			●			●	
	3.土地利用・住宅							
	4.道路・交通							
	5.上水道・下水道						●	
7 心豊かな人が育つまち	1.生涯学習			●	●			
	2.人権				●	●		
	3.歴史・文化				●			
	4.国際交流				●			
計画の実現に向けて	1.健全で持続可能な行財政運営を行います							
	2.モーターボート競走事業の売上向上を図ります							
	3.職員の育成や資質向上を図ります							
	4.柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします							
	5.広域連携を推進します							

資料編 芦屋町における SDGs 一覧表

8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
経済成長・ 雇用	産業基盤・ イノベーション	不平等	持続可能な 都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和・公正	実施手段
		●						●	●
		●	●					●	●
			●		●			●	●
●		●							
●		●						●	●
●	●						●		●
●	●					●			●
●	●		●			●			●
			●	●	●	●			●
			●	●	●	●	●		●
●	●		●						●
	●		●						●
			●			●			●
									●
		●						●	
●			●						
									●
			●					●	●
			●						●
●	●		●						●

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

計画の実現  
に向けて

資料編

# 用語解説

用語	解説
A	
AI	Artificial Intelligence の略語で、コンピュータや機械が人間のように思考、学習、判断、認識、問題解決を行う能力をもつ技術。
ALT	Assistant Language Teacher の略語で、外国語を母国語とする外国語指導助手。小中学校に児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助する。
D	
DV	Domestic Violence の略語で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。
I	
ICT	Information and Communication Technology の略語で、パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術。
P	
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を一連のサイクルとし、実行することで継続的な改善を促す手法の総称。
ピーファス PFAS	有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物とポリフルオロアルキル化合物の総称。PFAS の中でも、PFOS(ピーフォス)とPFOA(ピーフォア)は幅広い用途で使用されてきた。難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進められている。
R	
RPA	Robotic Process Automation の略語で、人がコンピュータ上で行う作業やプロセスに対して、ソフトウェアを利用して、自動化する技術。
S	
SNS	Social Networking Service の略語で、インターネットを利用して、お互いに情報を共有したり、リアルタイムでコミュニケーションを取ることができるサービス全般。
あ行	
青色回転灯装備車 (青パト)	自主防犯パトロールのため、青色回転灯を装備した車。一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されているが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの証明を受けた団体は、自動車への青色回転灯の装備が認められている。
空家・空地バンク	所有者などから登録された空家や空地の情報を、空家・空地を探している人に紹介する仕組み。
いもじ 鋳物師	釜 <small>ぼんしょう</small> や梵鐘 <small>わにぐち</small> 、鰐口などの鋳物製品を造る職人。

用語	解説
あ行	
鋳物	砂や粘土などで鋳型を造り、高温で溶かした金属を鋳型に流し込んで製作したもの。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行。日本へのインバウンドは訪日外国人旅行、または訪日旅行。
遠賀広域都市計画用途地域	都市計画法に基づき、遠賀地域（芦屋町・岡垣町・遠賀町・水巻町の行政区域）内において、計画的な土地利用を誘導するために定める用途地域。
か行	
街区公園	主として公園から250mの範囲内の街区に居住する者の利用を目的とし、1箇所あたり面積0.25ヘクタールを標準として配置する公園。
環境保全型農業	化学肥料・農薬の使用を適正に抑制し、堆肥・緑肥などの資源循環を活用することにより、環境負荷を低減することで、安全で持続可能な生産を目指す農業。
関係人口	実際にはある特定の地域に居住していないが、地域やコミュニティに対して、深いつながりを持ち、積極的に関与する人。
観光公園	町内の優れた景勝地を保護し、住民の保健、休養及び教化を促進するとともに、交流を基調とした観光による活性化を推進するために整備された公園。
企業誘致	地方自治体や国が、企業の事務所や工場などを地方に呼び込むための取り組み。
教育支援センター	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充や基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより社会的自立の支援を行う施設。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく、自立して生活できる期間。平均寿命から病気やけが等の期間を差し引いて算出する。
経常収支比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、かつ毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費や扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されるものが占める割合。この比率が高いほど財政構造の弾力性が低いとされている。
激甚化	災害の規模や範囲が大きくなること。
恋人の聖地	全国の観光地域の中からプロポーズにふさわしいロマンティックなスポットを「恋人の聖地」として選定し、地域の新たな魅力づくりや情報発信とともに、地域間の連携による地域活性化を図る取り組み。

用語	解説
か行	
合計特殊出生率	人口に対して生まれたこどもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一生の間に子どもを生むとしたときのこどもの数に相当し、出生の傾向をみるときの主要な指標となっている。
交通系ICカード	公共交通機関で利用できるIC（集積回路）チップを搭載したカード。事前に現金をチャージ（入金）し、駅の改札機やバスの運賃箱にタッチするだけで運賃を自動精算できる。また、コンビニエンスストアや商業施設などでは電子マネーとして買い物に利用することもできる。
合理的配慮	障がいのある人から、社会的なバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で行う必要かつ適切な現状の変更又は調整。
交流人口	観光客や出張者、通勤・通学者など、ある地域を訪れる人。
語先後礼	挨拶をする際の丁寧な作法の一つで、先に挨拶の言葉を相手に伝えてから、後でお辞儀をすること。
こども家庭センター	全ての妊産婦、こども、子育て世帯を対象に、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、専門職が関係機関と連携しながら切れ目のない支援を一体的に提供する拠点。
戸別受信機	災害時や緊急時に自治体から発信される情報を家の中にいても、迅速かつ正確に音や文字で視聴できる受信機。平常時には、町からの行政情報などが放送される。聞き逃しても繰り返して確認することができる。
さ行	
サイクルツーリズム	自転車を移動手段やアクティビティとして活用し、地域を観光すること。レンタサイクルで気軽に楽しむ方法や、旅行会社などが企画するガイド付きのツアーに参加する形態などがある。
在宅福祉サービス	高齢者や障がいのある人が地域社会で生活し続けるための支援。在宅福祉サービスの内容は、配食、緊急通報装置の貸与、介護用品の給付など、多岐にわたる。
サイバー犯罪	主にコンピュータやネットワーク上で行われる犯罪の総称。
サウンディング調査	地方公共団体などが、所有する土地や施設といった公有資産の活用方法を検討するにあたり、民間事業者と直接「対話」をすることで、広く意見やアイデア、市場性を把握するための調査。
里浜づくり事業	芦屋海岸の砂浜の拡大化により問題となっている飛砂を解消するために、松の植樹などに取り組んでいる、福岡県主体の事業。

用語	解説
さ行	
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識に基づき、地域住民が自主的に結成する防災活動組織。
自然減	死亡者数が出生者数を上回っている状態。
自治区活性化促進会議	行政と住民が連携した協働のまちづくりの推進に向けて審議するため、設置された行政と自治区で構成された会議。
疾病構造の変化	国民の多くがかかっている病気の質と量の変化。第二次世界大戦後から現代にかけて、特に環境衛生の改善や医療技術の進歩、人口構造の高齢化やストレス社会の影響等による変化が顕著となっている。
指定管理者制度	多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、文化施設や体育施設、公園などのような「公の施設」の管理運営を、民間企業を含む他の団体が代行する制度。
シビックプライド	自分の住んでいるまちに誇りや愛着をもち、自分自身が積極的に関わることによってまちを良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心。「シビック（住民の）」という言葉には、権利と義務を持って活動する主体性という意味が含まれている。
住宅ストック	ある特定の時点において、地域内に存在する住宅の総数。
人財育成	地域社会を支える住民や地域産業の担い手を、かけがえのない「財産」と捉え、その能力や価値を最大限に高めることで、持続可能な地域づくりをめざす考え方。
信用保証料補助金	制度融資により資金調達を行う際に付す信用保証料を予算の範囲内で補助する制度。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒が抱える問題に対し、置かれた環境へ働き掛けるとともに、学校や関係機関等と連携しながら、問題の解決を図る社会福祉等の専門家。
ストックマネジメント	目標とする明確なサービス水準を定め、その状態を点検・調査などによって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて、施設を計画的かつ効率的に管理すること。
スマート農業	ロボット技術やAI、ICT（情報通信技術）といった先端技術を活用することで、農作業の省力化や効率化、作物の品質向上などをめざす新しい農業。
制度融資	地方自治体、金融機関、信用保証協会の3者が連携し、中小企業や個人事業主が事業資金を円滑に調達できるように支援する融資制度。

用語	解説
さ行	
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人の権利や財産を守る制度。
た行	
脱炭素先行地域	令和 32 年のカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）達成に先駆けて、令和 12 年までに CO <sub>2</sub> 排出量の実質ゼロをめざすモデル地域として、国（環境省）が選定した市区町村などのこと。
地域計画	地域農業のあり方を示すとともに、耕作者の確保や農地の集約化等を推進するため、めざすべき将来の農地利用の姿を明確化した目標地図を定めた計画。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関であり、介護で困った事などの窓口。
着地型観光	体験型の観光など、それぞれの地域の特徴を生かし旅行客の受入れ側地域で開発・実施される観光プログラム。
長寿命化	公共施設などについて、限られた財源の中で必要な対策や、計画的な改修などを行うことにより、老朽化に伴う事故発生や機能停止を未然に防止し、効率的に施設の維持・管理を行うことで施設の寿命を延ばすこと。
出前講座	住民などで構成された団体やグループが主催する集会などに町の職員が講師として出向き、町政の説明や専門知識を生かした講座・実習などを行う。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用することで、時間や場所にとらわれずに柔軟に働くことができる勤務形態。
特定空家	そのまま放置すると著しく保安上危険、または衛生上有害となるおそれがあり、適切に管理されていないため著しく景観等を損なっている状態にあると認められる空家。
特定健康診査	40 歳から 74 歳までの人を対象に、生活習慣病の予防を目的とした健康診査。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフが生活習慣を見直すための支援。

用語	解説
な行	
認定こども園	幼児教育と保育のどちらも提供し、幼稚園と保育所の両方の良さを合わせ持っている施設。
認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づく「農業経営改善計画」において、一定の要件を満たすことで自治体から認定された、規模拡大や農業経営の安定化を目指す農業者。
は行	
ハザードマップ	洪水、土砂災害、津波などのリスクが想定される区域や避難場所などの情報をわかりやすく示した地図。
バスロケーションシステム	バスが現在どこを走行しているか、リアルタイムの位置情報や遅延状況などを、スマートフォンやタブレットなどから確認できるシステム。
浜の活力再生プラン	水産業振興のために、漁業経営の安定化をめざし、漁業者の所得10%以上の向上を目標として、漁協、県、関係自治体等の関係者で構成される委員会で策定した計画。
避難行動要支援者名簿	高齢者、障がい者、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人の名簿。災害対策基本法に基づき、市町村に作成が義務付けられている。
賦課	税金、手数料、負担金、社会保険料などを、国や地方公共団体、組合などが割り当てて、個人や法人に負担させること。
ブルーカーボン事業	海藻などの海洋生態系を活用して二酸化炭素を吸収・固定することで、地球温暖化の抑制に寄与する事業。
防災士	「自助・共助・協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを認定特定非営利法人（認定NPO法人）日本防災士機構が認証した人。
や行	
ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護などを日常的に行っていることもや若者。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが使いやすいように製品や建物、空間をデザインするという考え方。
ら行	
ライフサイクルコスト	調達や製造から廃棄するまでに要するすべての費用を含む、製品や構造物などにかかる生涯コスト。
立地適正化計画	都市の機能を効率的に配置し、持続可能な発展を促進することを目的とした計画。

第6次芦屋町総合振興計画 後期基本計画

---

発行／令和8年3月  
発行 者／福岡県 芦屋町  
編 集／芦屋町 企画政策課

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL (093) 223-3570

FAX (093) 223-3927

---



福岡  
あしや  
芦屋町